



令和5年度 甘楽町立新屋小学校 いじめ防止基本方針 概要

- ☆ いじめ防止対策推進法・国いじめ防止基本方針
- ☆ 群馬県いじめ防止基本方針
- ☆ 甘楽町いじめ防止基本方針

学校教育目標 「心身ともに健康で 豊かな人間性と確かな学力をそなえた
児童の育成」
具体目標「すすんで学ぶ子」「思いやりのある子」「元気な子」

【いじめ防止対策の基本理念】

- 「いじめは、どの学級・どの子どもにも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立つ。
- 一人一人の個性の伸長を図りながら、互いを認め合い、自己有用感を高められるようにすることで、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動を主体的に取り組めるようにする。
- 家庭や地域、関係機関とも連携しながら、いじめのない明るく楽しい学校作りを行う。

【いじめ防止対策委員会】(いじめ法22条に基づく組織)

※いじめの未然防止・早期発見・早期対応を実効的に行う組織

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進。
- いじめの疑いに関する情報や問題行動の情報等の収集・記録・共有。
- いじめの疑いがあつた場合、緊急に部会を開き、事実関係を明確にし、指導・支援方法を決定。
- 保護者や関係機関と連携し、速やかな解消を目指す。
- 問題の解決まで「組織」が責任をもつ。
- 児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐとともに、その後の経過も見守り続ける。

未然防止

- ①「居場所づくり」・「絆づくりのための場づくり」・「自己有用感」
- 児童が「わかる」授業(子ども主体の授業)づくり
 - ・学習規律の確保
 - ・教室環境の整備
 - ・全ての児童が参加、活躍できる授業
 - ・道徳教育と人権教育の充実
- 児童主体の学校行事等の充実
 - ・褒められ、認められる場づくり
- ②児童主体のいじめ防止活動
- 思いやり旬間の取組
- いじめ防止フォーラム

早期発見

- ①基本的な考え方
- 児童のささいな変化に気づくこと
- 情報を確実に共有すること
- すみやかに対応すること
 - ・不登校・登校しぶりへの対応
- 保護者・地域・他校との連携(連絡ノート・電話・家庭訪問等)
- ②いじめアンケートの実施・集計・活用
- 「なかよしアンケート」毎月1回実施
- ※気になる記述については児童から話をよく聞き、担任単独で判断せず、組織で対応すること。

早期対応

- ①いじめ防止対策委員会の対応
- 担任からの現状報告
- 手だての検討
- 手だての実行(実践)
- 報告・再検討
- 継続的な支援・指導
- ②対応の留意点
- 被害児童のケア、解消まで組織が責任をもつ。謝罪や責任を形式的に問うことで解消とせず、再発防止と見守りを継続的に行う。
- 保護者との連携

重大事態への対応

- ①重大事態
- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- 1)町教育委員会に報告
- 2)いじめ防止調査委員会を設置
- 3)事実関係の調査
- 4)関係児童等へのケア
- 5)事実関係の情報提供